

譲渡候補犬の選定に関するガイドライン

茨城県動物指導センター

令和元年6月

1 目的

このガイドラインは、茨城県動物指導センター（以下、「センター」という）に収容された成犬の譲渡にあたり、譲渡適性のある犬の選定を適正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象の選定

1次判定時において生後91日以上（推定含む）の成犬とする。

3 譲渡候補犬の選定

1次、2次判定を実施し、総合判断で可となった犬をセンターのボランティア登録を受けた団体等への譲渡候補犬とする。

(1) 1次判定

1次判定には譲渡候補犬判定表【成犬1次】（別表1）を使用し、【譲渡候補犬1次判定実施マニュアル】（別紙1）に基づき判定を行う。

※1次判定の総合判断結果で「否」であっても2次判定は継続し、2次判定の結果を優先する。

(2) 2次判定

2次判定には譲渡候補犬判定表【成犬2次】（別表2）を使用し、【譲渡候補犬2次判定実施マニュアル】（別紙2）に基づき判定を行う。

3 補則

- ・その他、譲渡候補犬の選定に関して必要な事項は、別途定めることができる。
- ・本ガイドラインは令和元年6月11日から施行する。
- ・施行前に収容された犬については、2次判定を行うものとする。

別紙1

【譲渡候補犬1次判定実施マニュアル】

1 実施者について

原則、センター職員である狂犬病予防員が行うものとする。

2 実施時期について

原則、センターに収容した日に行うものとする。

ただし、業務時間外、休日等に収容された動物については翌日以降に行うものとする。

3 実施場所について

原則、動物を保管する場所で行うものとする。

4 体格の判定

成犬の体格判定は、下表を参考に実施するが、体高・体長等も考慮して判定すること。

特大	36Kg～
大	～35Kg
中	～20Kg
小	～10Kg

5 年齢の判定

成犬の年齢の判定は、別表「犬の年齢の見分け方」を参考に実施すること。

6 生育環境

生育環境は、引き取り、収容等に際し、所有者等や関係者から聴取した情報に基づき下表を参考に記入すること。

人との接触の程度	++	飼い犬、あるいは所有者のない犬であっても人から給餌された経験がある、身体を触られた経験がある等、人との接触が濃厚であったもの。
	+	人との接触は間接的にはあるが、給餌された経験、身体を触られた経験等がなく、人との接触が希薄であったもの。
	—	収容時まで人との接触が全くなかったとおもわれるもの。
	不明	情報収集が出来ず履歴不明のもの。

7 許容性

許容性の判定は、下表を参考に実施すること。

人	攻撃性反応	+	人が犬舎等の柵越しにしゃがみ、犬に声をかけたときに、うなる、かみつこうとする等の反応が出た場合「+」とする。
	恐怖性反応	++	人が犬舎等の柵越しにしゃがみ、犬に声をかけたときに、硬直する、逃げようとする等の反応が出た場合「++」とする。
		+	人が犬舎等の柵越しにしゃがみ、犬に声をかけたときに、近づかないが明らかに興味を示し、その行動が特殊な環境に起因するものと推測され、数日後に改善が期待される場合「+」とする。
環境	恐怖性反応	++	犬舎等の隅に逃げ込み硬直して動かない、物音に対して異常に怖がる等の場合「++」とする。
		+	犬舎等ではあまり動かず、物音に対してやや怖がるが、その行動が特殊な環境に起因するものと推測され、数日後に改善が期待される場合「+」とする。

8 健康状態

健康状態については、原則、外観上から判定することとする。

9 総合判定

判定については、犬種、体格、年齢、許容性、健康状態等を総合的に判断することとなるが、概ね下記の判定基準に従い決定するものとする。

なお、「否」とした場合にあっては、判定理由のうち主なものひとつを選択し「許容性」「健康」に○印を入れること。また、「否」とした主な理由がそれ以外であった場合には「その他」を選択し具体的内容を記入すること。

- ・人に対し、攻撃性の反応を示したものは「否」とする。
- ・人及び環境に対する恐怖性反応については、原則、いずれかの項目で「++」の判定であった場合は、「否」とする。
- ・健康状態で外観上顕著な異常がみられたものは「否」とする。

別表1

譲渡候補犬判定表【成犬第1次】

項目		判定等			
犬種等	犬種	雑種()系雑種		純血種()	
	体格	特大	大	中	小
	年齢	～1歳	1～5歳	5歳～10歳	10歳～
生育環境	人との接触程度	++	+	-	不明
許容性	人	攻撃性反応	+		-
		恐怖性反応	++	+	-
	環境	恐怖性反応	++	+	-
健康状態		外観上顕著な異常なし	著しい削瘦		
		外観上顕著な異常なし	顕著な皮膚の異常		
		外観上顕著な異常なし	目・耳・鼻の汚れ(目やに, 鼻汁等)		
		外観上顕著な異常なし	肛門の汚れ(下痢, 血便等)		
		外観上顕著な異常なし	その他()		
所有者からの情報提供等特記事項					
総合判断結果		可		否	
否の場合の主な理由		許容性	健康	その他()	
判定年月日		令和	年	月	日
判定者氏名					

管理No.(公表No.)	収容日	収容場所	種類	性別	毛色	首輪等その他

死亡時確認事項

発見(死亡)日時 及び 状況(聞き取り含む)	
死体の状況 (傷等)	
原因等	

別紙2

【譲渡候補犬2次判定実施マニュアル】

1 実施者について

原則、狂犬病予防員を含めた2名以上で行うものとする。

2 実施時期について

原則、1次判定から8日目以降に実施するものとする。

3 実施場所について

原則、犬を保管していた室で行うものとする。

4 許容性

項目の実施者(犬を取り扱う者)と判定者(犬の行動及び反応を観察する者)の役割を明確に分けて実施すること。

なお、人への許容性に関するⅢの項目については、Ⅰ又はⅡの項目がCの判定であった場合には、実施しないこと。

5 鳴き声

鳴き声については、犬舎等での状況から判定するものとする。

6 健康状態

健康状態については、犬舎等での状況から判断することとする。

7 総合判定

判定については、許容性、鳴き声、健康状態等を総合的に判断することとなるが、概ね下記の判定基準に従い可否を決定するものとする。

なお、「否」とした場合には、判定理由のうち主なものをひとつ選択し「許容性」「鳴き声」「健康」に○印を入れること。また、「否」とした主な理由がそれ以外であった場合には「その他」を選択し具体的内容を記入すること。

- ・許容性については、原則、すべての項目についてCの判定がひとつでもあった場合に「否」とする。
- ・鳴き声については、原則、すべての項目についてCの判定がひとつでもあった場合には「否」とする。
- ・健康状態については、原則、治療に長期を要する消化器症状等を認めた場合には、「否」とする。

譲渡候補犬判定表【成犬第2次】

【個体情報】

番号	収容日	種類
No.	.	雑・()
性別	収容時年齢	身体的特徴等
♂・♀	()ヶ月齢・歳	
毛色		
白・黒・茶・()		

【気質等判定】

項目		評価	犬の行動及び反応	判定	
許容性	人	I 犬舎の柵越しにしゃがみ、声をかける	A	尾を振り近づく	
			B	警戒しながら近づく・興味を示す	
			C	近づかない・うなる・かみつこうとする	
	人	II 犬舎の柵越しにしゃがみ、握った手を犬の鼻先の方向へ差し出す	A	積極的に接触しようとする	
			B	警戒しながら近づく・興味を示す	
			C	近づかない・うなる・かみつこうとする	
	人	III 背中、肩、首を優しく撫でる(30秒)	A	喜ぶ・静かにリラックスして許容する	
			B	警戒するがじっとしたまま許容する	
			C	逃げる・うなる・かみつこうとする	
環境	犬舎内での様子	A	リラックスして犬舎内を自由に行動する		
		B	やや緊張した様子だが犬舎内を自由に行動する		
		C	緊張した様子で犬舎の隅からほとんど動かない		
鳴き声	頻度	A	ほとんどまたは全く鳴かない		
		B	人の気配等刺激に反応して鳴く		
		C	刺激の有無に関係なく頻繁に鳴く		
	継続時間	A	刺激の有無に関係なくすぐに鳴き止む		
		B	刺激がなくなるとすぐに鳴き止む		
		C	刺激がなくなってもしばらく鳴き続ける		

【健康状態】

健康状態	食欲	あり	なし
	消化器症状	下痢	血便 嘔吐 異常なし
	その他		

【総合判定】

総合判定結果	可	否
否の場合の主な理由	許容性 鳴き声 健康	その他 ()
判定年月日	令和 年 月 日	
判定者氏名		

【犬の年齢の見分け方】

歯: 歯石の量, 歯の消耗, 欠ける

歯茎: 歯肉炎, 歯槽膿漏

毛: 毛艶, 毛並み, 白髪(5歳～)

体格: 筋肉の発達, 骨格の形成具合

足: 歩行, 肉球の状態

目: 白内障, 涙やけの跡や症状

【歯と歯茎から年齢を知る】

～4か月: 永久歯と乳歯が混同する

～6か月: 永久歯が生えそろう

1～2歳: 全体的に白い歯, 奥歯にやや濃いくすみあり

3～5歳: すべての歯に歯石あり, 一部の歯茎で炎症あり歯肉炎

5～10歳: 歯石が厚い, 歯茎が下がる腫れる歯周炎(歯槽膿漏), 強い口臭

10歳～: 歯が削れ欠けた歯あり, 抜けそうな歯, 歯石も多く, 歯肉炎も進行, 歯茎を押すと出血や膿